

春日部市議会基本条例に関するルール集

【令和8年3月改訂】

目 次

1. 自由討議の運用について（第5条第1号）	3
2. 専門的知見の活用について（第6条第1項）	4
3. 研修・視察結果の公表について（第6条第3項）	6
4. 「諮問機関」の設置について（第6条第4項）	8
5. 政策討論会の運用について（第7条）	10
6. 出張委員会について（第8条第3項）	12
7. 会議等の公開について（第10条）	13
8. 議会報告会について（第11条）	14
9. 「広報広聴委員会」の設置について（第12条）	18
10. 一問一答方式の運用指針について（第13条第2号）	19
11. 反問権の運用について（第13条第3号）	21
12. 議決事件の追加について（第14条）	22
13. 「議会改革検討特別委員会」の設置について（第15条第2項）	23

1. 自由討議の運用について

第5条第1号

○自由討議とは

1つの案件に対して、議員と執行部側との質疑答弁だけでなく、議員間での意見交換を行うことにより、議論の多角化や深度化がなされ、論点が明確になることを図るもの。

○自由討議ができる機会

市議会の各委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）における審査中

※討論と採決の間に自由討議を差し挟むことはできない。

※委員会会議として行い、記録を残す。（委員協議会形式ではない）

○自由討議を行うことができる者

委員長職務を行う者を除く、委員会所属の各委員

○自由討議の対象事項

- ・委員会に付託された議案、請願、陳情に関する事
- ・委員会に付託された閉会中の特定事件に関する事
- ・委員が提出した、動議、議案、修正動議に関する事

○議事進行上のルール

- ・自由討議を始めるにあたって、委員は委員長に対し自由討議を求める動議を行う。
- ・委員長は自由討議を行うかどうかの動議を委員会に諮り、出席議員の3分の2以上の多数で可決した場合に自由討議を行わせる。
- ・自由討議中の各委員の発言は、委員長の指名により行うことができる。
- ・執行部の当該事項担当者は、参考意見を述べることができる。
- ・委員長は、委員間の意見が出尽くした状況を見て、自由討議を終結させる。

2. 専門的知見の活用について

第6条第1項

○専門的知見の活用とは（地方自治法第100条の2）

議会が議案の審査や調査のために必要な専門的事項の調査を、学識経験者等に行わせることができる。

○現状

議会の審議において専門的知見の活用が必要であると判断したときには、公聴会の開催や参考人制度を活用することができる。しかし、現状では委員会の審議において参考人の意見を聴取する程度であり、一時的な意見聴取ができていないにすぎない場合が多い。

○専門的知見を活用できる場合

- ・学識経験者や大学等の研究機関、また民間のシンクタンクやその分野のNPOなどを積極的に活用することにより、議会自らがイニシアチブをとり、議会としての政策判断に役立てられると判断した場合。
- ・常任委員会における調査・研究の一環として行われる行政視察について、社会的な状況により実施困難な場合、所管事務に関する専門的知見を活用して、市が現在行っている政策や今後の課題に対する知見を広げ、議案審議や政策提案のために役立てられると判断した場合。

○実施主体

本会議（議会全体）、各常任委員会、特別委員会

○実施時期

基本条例施行後から、「活用することができる」規定とする。

○予算措置

調査機関に対しては委託料、学識経験者等に対しては謝礼などの支払いが発生するケースがある。（予算上はその都度、必要経費を補正計上する。）

○その他

本会議（議会全体）で専門的知見を活用する場合には、議会で議決を要する。常任委員会や特別委員会で参考人として専門的知見を活用する場合には、原則、議会の議決は必要ない。

3. 研修・視察結果の公表について

第6条第3項

○公表の目的

議員の視野を広め見識を深めることを目的として行われる研修・視察については、その内容を共有することにより、議会として有益な成果が得られるため、視察結果の公表を実施するものとする。併せて、公金の使途の透明性の確保が図られる。

議会基本条例の規定に基づき、議会が政策立案に資するための必要な研修及び視察を行った際には、その結果を市民に公表しなければならないとされている。

○現状

- ・委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）が行った行政視察については、「閉会中の特定事件に対する各委員長報告」として視察結果報告を、視察後、直近の定例会に全議員に配布している。（議場内配布物であるが、一般公開はしていない。公開については、委員長報告の決裁を情報公開請求により開示できるのみ。）
- ・委員会が行った行政視察については、行政視察結果報告書（本会議での視察結果報告とは別）を議会ホームページで公表している。
- ・会派または無所属議員として政務活動費により行う視察については、行政視察結果報告書を議会ホームページで公表している。なお、議員個人が行う視察については、現在は結果報告の義務がない。（公開すべき報告自体がなされていない。）

○研修・視察結果の公表をする場合

- ・委員会視察の場合→これまでどおり、視察後、直近の定例会の時期に公表する。
- ・政務活動費による会派単位の視察の場合→議会ホームページでは視察後おおむね1カ月程度で公表する。
- ・政務活動費を使わない個人での視察の場合は、公表の対象外とする。

○公表の実施主体

広報広聴委員会において報告書を取りまとめ、公表を行う。

○公表の方法

- ・別途規定する様式により、広報広聴委員会へ行政視察結果報告書を提出する。(本会議での視察結果報告とは別)
- ・議会だよりでの公表は、委員会の視察結果を、視察後、直近の定例会で、期日、委員会名、視察案件名を掲載する。
- ・議会ホームページでの公表は、広報広聴委員会へ提出した行政視察結果報告書の内容を掲載する。

○実施時期

基本条例施行後に公表対象の視察を行った場合は、必ず報告書を作成し、公表を行う。

○報告書の作成

報告書は、1視察地ごとに1件ずつ作成する。なお、報告書の作成者は、その都度それぞれの委員会もしくは会派で協議し決定する。

4. 「諮問機関」の設置について

第6条第4項

○設置目的

専門的知見の活用に比べ、多角的な意見聴取を必要とする場合や、議会への市民参加の具体的な取り組みの一つとして、議会に諮問機関を設置できるものとする。設置に際しては、議長の諮問により本会議での設置の議決を経て、設置するものとする。

○設置期間

基本条例施行後から必要に応じて設置できる。

○委員構成

- ・ 諮問案件により、諮問機関の設置の都度、委員構成は検討する。
- ・ 必ず、市民公募委員を委員構成に含めるものとする。

○所管させる事項

(1) 市議会の内部的な諮問事項

(議員定数について、政治倫理について等の検討事項のうち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

(2) 市への政策提言としての諮問事項

(市の施策として行うべき事項の政策提言、市が行った事業の評価監視等の提言事項のうち、多角的見地からの意見を必要とする場合)

○会議の位置づけ

- ・ 地方自治法に基づかない、本条例に基づく春日部市議会独自の組織とする。
- ・ 委員の身分を法に基づいて位置付けるならば、参考人が集まった協議会と考える。
- ・ 参加委員は地方公務員としての身分は持たず、報酬は支払われないので、謝礼として対価を支払う。(議員、職員は謝礼の対象外)

現在、議会における諮問機関は、地方自治法上に設置の根拠はない。

自治法 138 条の 4 に執行機関に附属機関を設けることができる規定があるが、議会についてはこのような規定がない。総務省の見解として、議会に附属機関を設けることは法の趣旨になじまないとの解釈がされている。しかし、法に基づかない事実上の審査会などとして諮問機関と同様の機能をもつ会議を設けている議会もある。

○予算措置

予算上はその都度、必要経費を補正計上する。

5. 政策討論会の運用について

第7条

○政策討論会とは

政策討論会とは、議会として、特に重要な政策的課題を命題として設定し、それに対して自由討議を通じて意見集約を図り、政策提言をしていくことに結び付けることを意図する会議とする。

○実施主体

全員協議会、もしくは特別委員会

○実施時期

基本条例施行後から、「行うことができる」規定

○政策討論会の命題の設定と実施手続き

◇会派からの申し出による場合

- ①政策討論として取り上げたい政策的課題がある場合、議員は会派を通じて各派代表者会議に、討論命題とその提案理由を参考資料を付して申し出る。
- ②各派代表者会議において、実施の必要性、実施主体（全員協議会か特別委員会か）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、全会一致により決定する。
- ③特別委員会で政策討論会を行った場合は、実施後に実施結果を議長並びに各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ④政策提言をすとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

◇議長の申し出による場合

- ①議長が各派代表者会議において、政策討論として取り上げるべき政策的課題と提案理由を参考資料を付して申し出て、実施主体（全員協議会が基本）と実施日時、執行部への参考質疑の有無等を検討し、決定する。
- ②実施後に実施結果を各派代表者会議に報告し、議会として執行機関に政策提言するかどうかを検討する。
- ③政策提言をすとした場合は、市長あて議長名で文書をもって提言を行う。

○その他

- ・政策討論会は、命題に対する結論として、議員間での合意や一致をしなければいけないものではなく、「議員間の共通認識を醸成するため」に行うものです。「議員間の共通認識の醸成」とは、議員各々の考え方の違いも含めて、議会全体として命題に対して「こういう考え方もある」、「別の考え方もある」という同じ認識を持っておこうとする姿勢を意味するものです。
- ・政策討論会において一定の方向性が得られた意見については、執行機関に対して提言をしていきますが、議会には執行予算の編成権がなく、決議や文書要請等の方法による提言の場合は法的な拘束力が与えられるものではありません。

6. 出張委員会について

第8条第3項

○目的

議会の各委員会（常任委員会、特別委員会）は、付託案件や所管事項等の審議のために委員会を開催するにあたり、市民と情報の共有化を図るため、市役所以外（公民館等）の場所で委員会を開催することができる。

○各委員会所管事項

常任委員会の所管事項は、次のとおり（春日部市議会委員会条例第2条）である。

・総務委員会

市長公室、総合政策部、財務部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

・厚生福祉委員会

福祉部、こども未来部、健康保険部並びに市立医療センター及び看護専門学校の所管に属する事項

・建設委員会

建設部、都市整備部及び上下水道部の所管に属する事項

・教育環境委員会

環境経済部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

※特別委員会の場合は、各委員会設置時に所管事項を指定する

○実施主体及び手続き

- ・ 委員会（常任委員会・特別委員会）単位で議決をとり行う。
- ・ 日程、会場、内容等については、正副委員長を中心に各委員会において協議のうえ決定する。委員会で決定後、会議規則第83条の規定により、議長に委員会開催の日時、場所（議事堂以外）、事件等を届け出る。

○審査事件、内容の想定

- ・ 特別委員会において参考人からの意見聴取（専門的知見の活用の一環）として講演をする内容の委員会を開催する場合。（シンポジウム方式等を想定）
- ・ 社会的注目を集めている等、多数の傍聴が想定される付託議案等の審査の場合

○その他

委員会の議事や記録など、その他の運用については、会議規則等に準ずる。

7. 会議等の公開について

第10条

○公開の目的

市議会に対する市民の理解を深め、開かれた議会を推進することを目的として、本会議、委員会、及び地方自治法第100条第12項の規定により会議規則で指定した会議を公開していくもの。

○現状

・本会議については、

傍聴は、議長許可だが実態は届出制。インターネットで生中継及び録画中継している。

会議録は、印刷物を一般公開として図書館、公民館等に配架、議会ホームページで公開している。

・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会については、

傍聴は、委員会に諮っての許可制、インターネット中継なし。

会議録は、議会ホームページで公開している。

・実態として全員協議会は、

傍聴は、許可制、インターネット中継なし。

会議録は、議会ホームページで公開している。

○公開対象とする会議と公開方法

- ・公開対象の会議等は、下記に挙げる法規上規定される議会の会議で、秘密会とされない場合とする。

【本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、会議規則で定める協議調整の場】

- ・公開方法は、会議ごとに下記のとおりとする。

本会議：現状のとおり

委員会：現状のとおり

協議調整の場：委員会の公開に準じる。

○その他

- ・常任委員会のインターネット中継については、新本庁舎への移転後には、議会フロアの設備が整うため、改めて実施の可否を検討することとする。
- ・常任委員会のインターネット中継については、実施の可否を検討することとする。

8. 議会報告会について

第11条

【議会報告会】

○目的

「開かれた議会」を目指し、議会活動の状況や市政に関する情報を、主体的に、能動的に市民の皆さんに直接報告・説明をし、住民参加のまちづくりを進める。

○開催時期等

開催時期及び開催方式については、別途協議する。

○報告内容

- ・議会の活動状況（直近の定例会の議決・主な議案の審議経過の報告）に関すること。
- ・決算の審議に関すること。
- ・常任委員会ごとにそれぞれの所管議案の議決経緯を説明する。

○構成・編成及び任期

- ・班は常任委員会を単位とし、4班編成とする。
- ・班長及び副班長は、それぞれ委員長、副委員長があたる。
- ・班の構成員の任期は、常任委員会の委員の任期に準ずる。

○構成員の役割

報告会における司会進行・報告者・記録者は、それぞれの班において協議し調整する。
なお、質疑・質問に対する応答は、全員で行う。

○日程・会場等の決定

- ・常任委員会を班の単位とし、4委員会が同一の会場で開催する。
- ・日程及び会場は、各班の班長が協議し決定する。

○開催の周知について

- ・インターネットを通じた周知
- ・広報紙、ポスター、チラシ等による周知
- ・議員自ら、周知を行う。

○記録

報告会の記録は、報告者において要点記録とする。

○次第等

報告会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ・開会あいさつ 班の班長
- ・参加議員の自己紹介
- ・議会報告 班の報告者
- ・質疑応答 司会進行、班員（全員）
- ・閉会あいさつ 班の副班長

○資料

必要がある場合は、各班において適宜準備する。

○成果・効果

- ・報告会終了後、各班長は議長に文書で報告書を提出する。
- ・報告会の内容は、議会だより及び市議会ホームページに掲載する。

○その他

市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。

○報告会への申し込み方法

- ・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。
- ・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。

【意見交換会】

○目的

「開かれた議会」を目指し、市民の皆さんのご意見を聞くことにより住民参加のまちづくりを進めるとともに、市民の皆さんの多様な意見を把握し情報の共有化を図ること。

○対象者

市民。（自治基本条例に基づく在住、在勤、在学者）

○開催時期等

開催時期及び開催方式については、別途協議する。

○意見交換の内容

対象者に応じて、意見交換のテーマを協議し決定する。

（例）「よりよい春日部市にするためには」など

○構成・編成

- ・実施方法等によりグループ編成等を行い、議会改革検討特別委員会で決定する。
- ・リーダー及びサブリーダーは、それぞれ議会改革検討特別委員会委員とする。

○構成員の役割

- ・意見交換会における司会進行、開会・閉会の挨拶等は、それぞれのグループにおいて協議し調整する。
- ・市民からの質問に対する応答は、全員で行う。

○日程・会場等の決定

- ・日程及び会場は、実施方法等に応じて協議し決定する。

○開催の周知について

- ・インターネットを通じた周知
- ・広報紙、ポスター、チラシ等による周知
- ・議員自ら、周知を行う。

○次第等

意見交換会は、概ね1時間30分から2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- ・開会あいさつ
- ・目的の説明及び参加議員の紹介
- ・意見交換
- ・閉会あいさつ

○資料

必要がある場合は、各グループにおいて適宜準備する。

○成果・効果

- ・意見交換会終了後、各グループごとに集まり検証し、議会改革検討特別委員会で報告する。
- ・意見交換会の様子は、市議会ホームページ、市公式SNS及び議会だよりに掲載する。

○その他

市長・副市長をはじめ、執行部職員の出席は、原則要請しない。

○報告会への申し込み方法

- ・人数把握のため、参加希望者は事前に事務局に連絡を願う。
- ・事前連絡なしで直接会場に来た場合も参加は可とする。

9.「広報広聴委員会」の設置について

第12条

○組織の名称

広報広聴委員会

○設置目的

春日部市議会基本条例第12条の規定により、市民の知る権利を保障し、市民が議会と市政に関心を持てるよう、議会としての広報広聴事業の充実を図るため設置するものとする。

○設置期間

基本条例施行後から常設

○委員構成

市議会各会派から選出された8人とする（図書室運営委員を兼ねる）

○所管事項

- (1) 市議会の広報施策について
 - ・議会だより及びホームページの編集、公表事項の検討等
- (2) 市議会の広聴施策について
 - ・市政に対する意見要望及び議会に対する意見要望についての広聴施策の検討
- (3) 広報広聴に関する調査・研究について

○会議の位置づけ

- ・広報広聴委員会は、地方自治法第100条第12項の規定に基づく、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、会議規則に規定し設置する。
- ・議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、委員会条例や会議規則の規定を準用する。

10. 一問一答方式の運用指針について

第13条第2号

○導入の趣旨

質問事項に対する答弁がすぐにされる等、第三者がわかりやすいという視点での議論形式を目指し、一般質問に一問一答方式を導入するもの。なお、一括質問一括答弁方式との選択制とする。

また、この運用指針については、試行錯誤を重ねながら改善を加え、よりわかりやすい議論形式を研究し、さらに議案質疑に導入するかどうかも含めて検討する。

○一般質問における質問方法

①一括質問一括答弁方式

②一問一答方式

①、②のいずれの方法をとるかを、発言通告時に申し出るものとする。なお1人の議員が同一定例会の一般質問において、両方の方式を併用することは認めない。

○質問時間

答弁や反問に要する時間を含め、上限時間を50分とする。

○質問回数

①の場合は、発言回数は3回まで、かつ残り時間が5分未満で指名された場合は再質問はできない。

②の場合は、発言回数の制限はなし。ただし、残り時間が1分未満で指名された場合は再質問はできない。

○質問場所

- ・上記①、②いずれの場合も、演壇と対面する議席側最前列の中央を質問席とする。
- ・質問議員は最初の議長指名の後、自席から演壇に移動し、質問を始める。
- ・1回目の質問の後、議員は自席に戻らず、質問席に着席する。
- ・質問議員は発言が終わるごとに、自席に戻らず、自分の一般質問が終結するまで質問席から質問を行う。

○質問順序

①の場合は、

1回目の発言機会にすべての議題について一括で質問をする。その答弁を得てから、2回目の発言機会にまた再度すべての議題に渡った中から一括で再質問をする。再質問に対する答弁を得てから、3回目の発言機会にすべての議題に渡った中から再々質問をすることができる。

3回目の指名時に残時間が5分未満の場合は再々質問をすることはできない。

②の場合は、

1回目の発言機会はすべての通告項目について一括で質問をする。

その答弁を得てから、2回目の発言機会以降は、質問要旨ごとに質問をし、答弁を得ることを繰り返す。その項目の質問、答弁を納得のいくまで行ったら、次の質問項目に移ってまた質問と答弁を繰り返す。

○質問の内容

- ・質問と答弁を何度繰り返しても、同じやり取りで平行線になってしまうようなケースでは、その内容の質問は繰り返し行ってはならない。(従わない場合、議長の議事整理権により、当該項目の質問を止めることができる。)
- ・答弁誤りや即時答弁不可能等のリスクを回避するため、計数や統計的な数量を問うような内容の質問については配慮をする。

○答弁の場所

- ・執行部側の答弁者は、これまでどおり毎回演壇で発言を行う。

○登壇の際の礼

- ・演壇に登壇し発言する場合は、議員、執行部とも議長に対し礼をする。ただし、一般質問においては、初回の質問答弁の際にのみ一礼を行うこととし、二回目以降の質問答弁の際は、議員、執行部とも一礼を行う必要はない。

11. 反問権の運用について

第13条第3号

○反問権とは

議員が行った質疑・質問に対して執行機関側が答弁するにあたり、その前提として、当該議員に対して疑義をただし、議員側の答弁を求めるもの。

○反問権を行使できる者

市長、副市長、病院事業管理者、教育長、執行機関の部長級職員、及び常任委員会における説明職員

※議員提出議案に対する質疑であって、議員同士での質疑、答弁が予定される場合は、提案(答弁)議員は反問権を行使しない。また、動議についても同様に、質疑があった場合、提出者は反問権を行使しない。

○反問権を行使できる機会

市議会本会議及び常任委員会における議案質疑、並びに市政に関する一般質問

○議事進行上のルール

- ・反問権を行使するにあたり、執行部側は事前の通告は要しない。
- ・反問を行う場合は、反問であることを明確にするため、演壇に立ったときに議長に反問の許可を求め、許可する旨の議長発言の後に反問発言をする。
- ・反問発言は簡潔明瞭に行う。
- ・質問議員側は、反問があった直後の答弁時に、反問に対して誠実に答弁しなければならない。

○反問の回数と時間

- ・執行部側の反問の回数については定めない。また、反問やその答弁に要する時間は、質疑質問の発言持ち時間に含まれるものとする。

○反問の内容

- ・質問の内容が多岐にわたっていたり、発言表現が錯綜しているため、質問の趣旨を確認する場合

- ・議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由、予算確保策をただす場合

※反問は質問議員に対して疑義をただすものであるため、執行部側の私見や意見を述べることはできない。

※議員の品位をおとしめたり、議員の見識を疑うような発言はしてはならない。

12. 議決事件の追加について

第14条

○議決事件の追加とは

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項の各号に規定されている15項目のほか、同条第2項を活用して、条例で議決事件を追加することができる（法定受託事務にかかわるものを除く）。

○現状

地方自治法第96条第2項を活用しての議決事件の追加は、春日部市議会では現在指定していない。

○議決事件として追加できる事項の例

- ・自治体の定める基本構想(総合振興計画基本構想)、又はそれに基づく基本計画
- ・将来のまちづくりや土地利用計画に関連する都市計画マスタープラン、住民生活に直結する、福祉や環境等の個別の部門計画等
- ・事務事業の民間委託等、地方自治法第96条第1項第5号及びその政令に定める契約(工事又は製造の請負)以外の重要な契約
- ・地方公共団体が設立した公社等の予算・決算・事業計画に対して、議会が直接関与すること
- ・名誉市民の選定、市章、市の花等の指定、市の憲章、宣言等の制定

○議決事件を追加するためのルール

- ①議決事件を追加したい場合は、会派として追加をする理由及び根拠を明らかにした文書を作成する。なお、議案提出の人数要件の関係上、個人として議決事件の追加を提案することはできない。
- ②上記文書は議長に申し出る。
- ③議決事件追加の申し出があった場合は、必ず各派代表者会議で諮り、全会派で一致した場合のみ、新たな議決事件として追加するための条例案を作成する。
- ④上記条例案を提案する旨を議会運営委員会に諮る。

○実施時期

- ・議会基本条例の施行後から、上記ルールによる手続きとして実施することができる。

13. 「議会改革検討特別委員会」の設置について

第15条第2項

○名称

議会改革検討特別委員会

○設置目的

春日部市議会基本条例第15条第2項の規定により、地方分権の進展及び市民からの多様な要請等に対応し、自らの改革に不断に取り組むための検討組織として設置するものとする。

○設置期間

2年間とする。ただし、引き続き審査が必要なときは、あらかじめ各派代表者会議において協議し、議長の発議をもって議会の議決により設置する。

○委員

市議会各会派から選出された9人とする。ただし、公党については、所属議員1人でも委員になれるものとし、その場合は、9人にその人数を加えた人数とする。

○調査事項

- (1) 議会基本条例の制定に際し導入された取り組み事項の再検証について
- (2) 議会基本条例の制定に際し導入されなかった事項の検討について
- (3) 議会改革に関する新たな課題について

○会議の位置づけ

議会基本条例第15条第2項の規定により、本特別委員会は、地方自治法第110条の規定に基づく特別委員会として、上記の調査事項を付託事件として設置する。したがって、議事の運営や表決の方法、傍聴や公開については、全て委員会条例や会議規則の規定による。

○設置の手法

議長発議により本会議の議決を経て設置する。